

新潟県条例第45号

知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例（令和2年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（知事等の損害賠償責任の限度額）</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は<u>監査委員</u> 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に4を乗じて得た額</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に2を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（知事等の損害賠償責任の限度額）</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員又は海区漁業調整委員会の委員</u> 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に4を乗じて得た額</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に2を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る県に対する損害を賠償する責任を負う額から控除する額については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。